

幕別町修学支援資金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例					改 正 条 例				
○幕別町修学支援資金条例 (平成26年12月19日 条例第24号) 第 1 条及び第 2 条 略 (給付額) 第 3 条 修学支援資金の給付額は、別表のとおりとする。 第 4 条～第10条 略 別表 (第 3 条関係)					○幕別町修学支援資金条例 (平成26年12月19日 条例第24号) 第 1 条及び第 2 条 略 (給付額) 第 3 条 修学支援資金の給付額は、別表のとおりとする。 第 4 条～第10条 略 別表 (第 3 条関係)				
	世帯区分	在学する高等学校等の課程	給付額			世帯区分	在学する高等学校等の課程	給付額	
			公立高等学校	私立高等学校				公立高等学校	私立高等学校
1	第 2 条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）	通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯	年額 <u>117,100円</u>	年額 <u>137,600円</u>	1	第 2 条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯（次項に掲げるものを除く。）	通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯	年額 <u>122,100円</u>	年額 <u>142,600円</u>
		通信制の高等学校等に通う高校生のいる世帯	年額 50,500円	年額 52,100円			通信制の高等学校等に通う高校生のいる世帯	年額 50,500円	年額 52,100円
2	第 2 条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未	通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯	年額 143,700円	年額 152,000円	2	第 2 条に規定する給付対象者の要件を満たす者の属する世帯で、23歳未	通信制以外の高等学校等に通う高校生のいる世帯	年額 143,700円	年額 152,000円

現 行 条 例					改 正 条 例				
	満の扶養されている 兄弟がいる世帯	通信制の高等 学校等に通う 高校生のいる 世帯	年額 50,500円	年額 52,100円		満の扶養されている 兄弟がいる世帯	通信制の高等 学校等に通う 高校生のいる 世帯	年額 50,500円	年額 52,100円